

新	旧
<p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を用いて、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>(1) <u>個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第6条第2項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する方法</u></p> <p>(2) <u>個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、電子情報処理組織と電気通信回線で接続された電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）に自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力する方法</u></p> <p>3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、次のとおり印鑑登録証明書を交付するものと</p>	<p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記載されているものに限る。以下同じ。）を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。</u></p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、<u>印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書を</u></p>

する。

(1) 第1項の規定による申請 印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付する。

(2) 前項第1号の規定による申請 電子情報処理組織への入力事項を印鑑登録原票の登録事項と照合し、申請が適正であることを確認の上、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送等によって印鑑登録証明書を交付する。

(3) 前項第2号の規定による申請 多機能端末機への入力事項が適正であることを確認の上、多機能端末機から印鑑登録証明書を交付する。

4・5 略

(手数料及び郵送料)

第16条 略

2 第13条第3項第2号の規定による交付に要する郵送料は、白岡市手数料条例の定めるところによる。

印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付し、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る電子情報処理組織への入力事項を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送等によって印鑑登録証明書を交付するものとする。

4・5 略

(手数料及び郵送料)

第16条 略

2 第13条第3項の規定による交付に要する郵送料は、白岡市手数料条例の定めるところによる。